

日本保健医療大学教員任期規程

平成22年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号、以下「大学教員任期法」という。)第5条第2項の規定に基づき、日本保健医療大学の教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規程で教員とは学校法人共済学院(以下「学院」という。)就業規則(以下「就業規則」という。)第3条に規定する正職員(無期教員)及び正職員(有期教員)をいう。

(任期を定める組織、教員の職位及び任期)

第2条 任期を定める組織及び教員の職位、任期は、次のとおりとする。

任期を定める組織	職位	任期	再任
保健医療学部 看護学科、理学療 法学科、共通教育セ ンター	教授	3年	当該職位の通算任用 年数が10年を超えない範囲で再任可。
	特任教授	1年	再任可
	准教授	3年	当該職位の通算任用 年数が10年を超えない範囲で再任可。
	講師		
	助教	2年	当該職位の通算任用 年数が10年を超えない範囲で再任可。
	助手		

2 前項の規定にかかわらず、新規に任用する教員の任期は1年とする。

(同意)

第4条 この規程により、任期を定めて教員を任用する場合は、別紙様式の同意書により当該任用される者の同意を得るものとする。

(規程の公表)

第5条 この規程を制定、又は改正したときはホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほかこの規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て学院が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式

同 意 書

年 月 日

学校法人共済学院理事長 様

[自署]

私は、日本保健医療大学教員任期規程に基づき、下記のとおりの任期により、日本保健医療大学教員として任用されることに同意します。

記

任期 年 月 日から 年 月 日まで